

第7期三股町障がい福祉計画  
第3期三股町障がい児福祉計画  
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月  
三股町

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2

## 第2章 基本的事項

1 基本的理念	2, 3
2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	4
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	4
4 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	4

## 第3章 前期計画の実施状況

### 第1節 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	6
3 福祉施設から一般就労への移行等	6, 7, 8
4 障害児支援の提供体制の整備等	9, 10
5 相談支援体制の充実・強化等	11
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	11

### 第2節 障がい福祉サービス等の実績

1 訪問系サービス	12
2 日中活動系サービス	12, 13
3 居住系サービス	14
4 相談支援	14
5 障害児通所支援	15
6 障害児相談支援	15

## 第4章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標(成果目標)

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	16
2 地域生活支援の充実	17
3 福祉施設から一般就労への移行等	18
4 障害児支援の提供体制の整備等	19
5 相談支援体制の充実・強化等	20
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	20

## **第5章 活動指標**

### **第1節 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等**

1 訪問系サービス	21, 22, 23
2 日中活動系サービス	23, 24, 25, 26, 27, 28
3 居住系サービス	28, 29
4 相談支援	30, 31
5 地域支援拠点等	31

### **第2節 障がい児支援**

1 障害児通所支援、障害児相談支援	32, 33, 34
2 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	35
3 発達障がい者等に対する支援	35
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	36, 37
5 相談支援体制の充実・強化のための取組	38, 39
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	40

## **第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項**

1 自発的活動支援事業	41
2 相談支援事業	41, 42
3 成年後見制度利用支援事業	42
4 日常生活用具給付等事業	43
5 意思疎通支援事業	43
6 手話奉仕員養成事業	44
7 移動支援事業	44
8 地域活動支援センター事業	45
9 日中一時支援事業	45
10 自動車運転免許取得・改造助成事業	46

## **第7章 円滑な実施を確保するために必要な事項等**

1 障がい者等に対する虐待の防止	47
2 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	47
3 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	48
4 障がいを理由とする差別の解消の推進	48
5 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	48

## 第8章 計画の推進

1 サービス利用支援体制の整備	49
2 計画の評価と見直し	49, 50

資料編	51, 52, 53
-----	------------

※「障がい」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語及び施設並びに団体の名称で「障害」と漢字表記されている場合を除き、ひらがなの「がい」を用いています。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

三股町障がい福祉計画及び三股町障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の理念や制度の成り立ち等を踏まえながら、障がい者・児が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、共生社会の実現に向けたサービスの充実に努めてきました。

本町では、平成19年3月に、第1期障がい福祉計画を策定して以降、3年ごとに計画を策定しています。この度は、第6期三股町障がい福祉計画及び第2期三股町障がい児福祉計画期間（令和3年度～令和5年度）が満了することから今後も障害福祉の一層の充実を図るために、第7期三股町障がい福祉計画及び第3期三股町障がい児福祉計画を一体的に策定します。策定に当たっては、国・県の動向や、本町におけるこれまでの計画の目標値に対する状況や各年度における障害福祉サービス利用の状況等を踏まえ、令和8年度を最終目標年度とした具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定した計画とします。

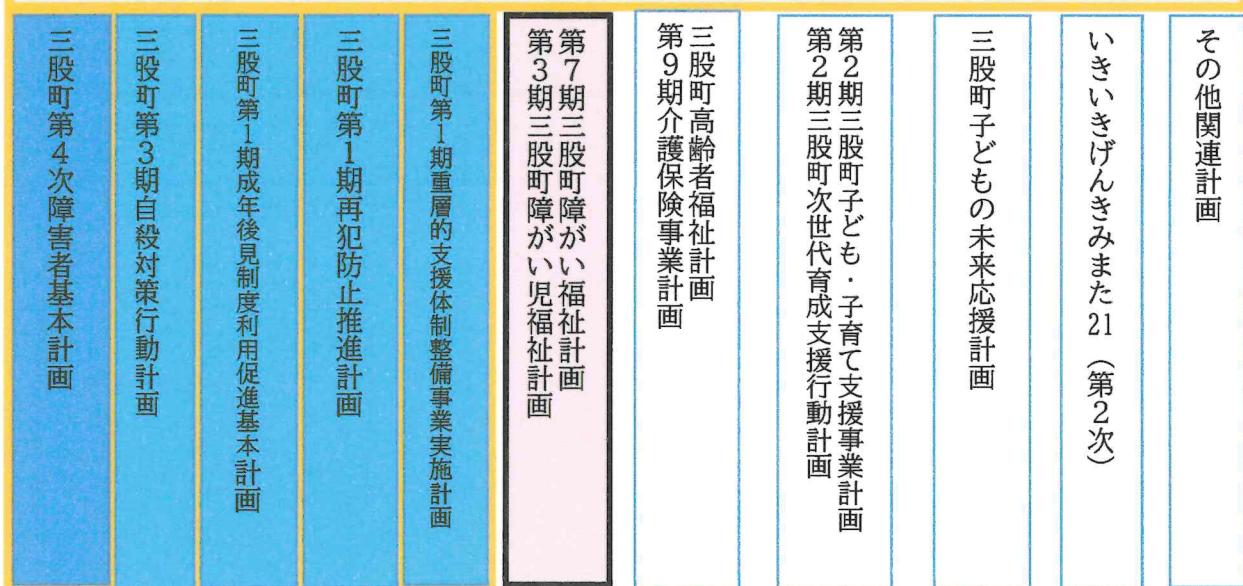
## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス及び障がい児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、一体的に策定できるものとされています。

また、本町のまちづくりの基本方針である三股町総合計画、三股町総合福祉計画及び他の関連計画との整合性を図りながら策定します。

## 第6次三股町総合計画

### 【三股町総合福祉計画】 三股町第4期地域福祉計画



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

## 第2章 基本的事項

### 【基本理念】

安心して地域で自立した生活ができるまち みまた

#### 1 基本的理念

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

##### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

##### (2) 障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人等に対してサービスの充実を図りながら、県の支援等を通じ引き続きサービスの提供体制の整備に努めます。

また、発達に障がいのある人及び高次脳機能に障がいのある人、従来から精神に障がいのある人、また難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）も含まれるものとして障害者総合支援法に基づいて給付の対象になっていることから、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

##### (3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活継続支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉事業所等と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等を提供できる体制を整備する必要があります。

今後も常時の支援体制を整備し、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

#### **(4) 地域共生社会の実現に向けた取組**

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、今後も、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度を超えた柔軟なサービスの確保に取り組み、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえ、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

#### **(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援**

障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援を整備し、地域支援体制の構築を図ります。今後も地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、支援を提供する体制の構築を図ります。

#### **(6) 障がい福祉人材の確保・定着**

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来において安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高める研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることなどの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。

#### **(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着**

障がいのある人の地域における社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえて支援すべきです。障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、それぞれの個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書などを通じて視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ視覚に障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進します。また、特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

## 2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

## 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を進めていきます。

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 自立支援協議会(以下協議会という。)の活性化

## 4 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある子どもの支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がいのある子ども及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めていきます。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 第3章 前期計画の実施状況

前期計画で定めた成果目標や障害福祉サービスの実施状況は以下のとおりです。

### 第1節 成果目標

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
(1) 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度（平成31年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	
(2) 令和5年度末時点で、令和元年度（平成31年度）末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	

本町の成果目標			
成果目標の考え方	目標値		
	項目	基準値	目標値
目標値	施設入所者数	令和元年度末時点 (平成31年度)	令和5年度末時点で 35人
	地域移行者数	施設入所者数 36人	令和5年度までに 2人

#### 【実績】

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	達成状況
施設入所者数（年度末）	35人	33人	32人	達成
地域生活移行者数	0人	0人	1人	未達成

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	
(1) 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。	

本町の成果目標	
成果目標の考え方	・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

### 【実績】

地域生活支援拠点の整備の状況	達成状況
・町内で令和5年度に地域生活支援拠点を1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討しています。	達成

## 3 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数については実績がない状況です。

国の基本指針
(1) 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 (2) 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度（平成31年度）実績の1.27倍以上とすることを基本とする。うち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度（平成31年度）の一般就労の1.30倍以上とすることを基本とする。うち、就労継続支援A型事業については、令和元年度（平成31年度）実績のおおむね1.26倍以上、就労継続支援B型事業についてはおおむね1.23倍以上を目指すこととする。

本町の成果目標			
成果目標の考え方	・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。		
目標値 事業別	項目	基準値	目標値
	福祉施設から一般就労への移行者数	令和元年度(平成31年度) 0人	令和5年度9人
	就労移行支援事業のみ	令和元年度(平成31年度) 0人	令和5年度3人
	就労継続支援A型のみ	令和元年度(平成31年度) 0人	令和5年度6人
	就労継続支援B型のみ	令和元年度(平成31年度) 0人	令和5年度0人

【実績】

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	達成状況
一般就労移行者数	0人	0人	0人	未達成
就労移行支援事業での一般就労移行者数	0人	0人	0人	未達成
就労継続支援A型での一般就労移行者数	0人	0人	0人	未達成
就労継続支援B型での一般就労移行者数	0人	0人	0人	未達成

## (2) 就労定着支援事業に関する目標

就労定着支援事業の利用者については実績がない状況です。

### 国の基本指針

(1) 就労定着支援事業の利用者数については、就労定着支援事業所数等を踏まえた上で、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用を7割以上とする。

### 本町の成果目標

成果目標 の考え方	・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。 ・町内に現在就労定着支援事業所を実施する事業所がないことから、事業を実施する事業所の確保に努めます。 (就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。)

### 【実績】

就労定着支援事業利用者数	左記利用者のうち 1年以上職場定着した 利用者数	職場定着率	達成状況
令和3年度（実績） 0人	0人	令和3年度 -%	未達成
令和4年度（実績） 0人	0人	令和4年度 -%	未達成
平成5年度（見込） 0人	0人	令和5年度 -%	未達成

## 4 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針	
(1) 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は、各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	
(2) 令和5年度末までに、各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	

本町の成果目標	
成果目標の考え方	・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

### 【実績】

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所の設置	達成状況
児童発達支援センターについては、圏域で2か所設置しています。	達成
保育所等訪問支援事業所については、町内に2か所設置されています。	達成

## (2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

国の基本指針	
(1) 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	
(2) 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	

本町の成果目標	
成果目標の考え方	・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

### 【実績】

重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について	達成状況
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所は、都城・北諸圏域内に4か所設置済です。実績及び実情を踏まえて、事業所の維持や増設を目指します	達成
医療的ケア児への支援については、障がい者自立支援協議会にて協議の場を設置予定です。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについても現在未配置となっています。	未達成

## 5 相談支援体制の充実・強化等

### 国的基本指針

(I) 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。

### 本町の成果目標

成果目標の考え方  
・国的基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

#### 【実績】

相談支援体制の充実・強化等	達成状況
平成27年度より基幹相談支援センターを確保済です。	達成
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言	達成

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 国的基本指針

(I) 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

### 本町の成果目標

・国的基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

#### 【実績】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成状況
障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	1	1	1	未達成
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその回数	有	有	有	達成

## 第2節 障がい福祉サービス等の実績

### 1 訪問系サービス

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
居宅介護	実績	32	585	31	513	29	514
	計画	33	640	35	676	36	713
	差異	▲1	▲55	▲4	▲163	▲7	▲199
重度訪問介護	実績	2	483	3	628	3	672
	計画	2	556	2	587	2	619
	差異	0	▲73	1	41	1	53
同行援護	実績	4	105	5	108	6	103
	計画	5	106	5	111	6	117
	差異	▲1	▲1	0	▲3	0	▲14
行動援護	実績	1	20	1	25	1	19
	計画	1	24	1	26	1	27
	差異	0	4	0	▲1	0	▲8
重度障害者等包括支援	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0

### 2 日中活動系サービス

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
生活介護	実績	66	1283	66	1257	67	1284
	計画	72	1412	75	1489	78	1571
	差異	▲6	▲129	▲9	▲232	▲11	▲287

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
自立訓練（機能訓練）	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	1	12	1	12	1	12
	差異	▲1	▲12	▲1	▲12	▲1	▲12
自立訓練（生活訓練）	実績	5	71	5	50	5	44
	計画	5	91	5	96	6	101
	差異	0	▲20	0	▲46	▲1	▲57
就労移行支援	実績	13	226	14	269	12	220
	計画	8	161	9	170	9	180
	差異	5	65	5	99	3	40
就労継続支援（A型）	実績	19	363	16	285	18	341
	計画	36	600	38	633	40	668
	差異	▲17	▲237	▲22	▲348	▲22	▲327
就労継続支援（B型）	実績	70	1339	75	1400	80	1569
	計画	67	1264	69	1333	72	1407
	差異	3	75	6	67	8	162
就労定着支援	実績	0	-	0	-	0	-
	計画	4	-	5	-	6	-
	差異	▲4	-	▲5	-	▲6	-
療養介護	実績	6	-	6	-	7	-
	計画	6	-	7	-	7	-
	差異	0	-	▲1	-	0	-
短期入所（福祉型）	実績	7	43	7	48	12	76
	計画	13	100	14	106	14	111
	差異	▲6	▲57	▲7	▲58	▲2	▲35
短期入所（医療型）	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	1	14	1	14	1	14
	差異	▲1	▲14	▲1	▲14	▲1	▲14

### 3 居住系サービス

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
自立生活援助	実績	0	-	0	-	0	-
	計画	1	-	1	-	1	-
	差異	▲1	-	▲1	-	▲1	-
共同生活援助	実績	24	-	28	-	31	-
	計画	26	-	28	-	30	-
	差異	▲2	-	0	-	1	-
施設入所支援	実績	35	-	33	-	32	-
	計画	36	-	36	-	35	-
	差異	▲1	-	▲3	-	▲3	-

### 4 相談支援

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
計画相談支援	実績	46	-	48	-	47	-
	計画	46	-	46	-	47	-
	差異	0	-	2	-	0	-
地域移行支援	実績	0	-	0	-	0	-
	計画	1	-	1	-	1	-
	差異	▲1	-	▲1	-	▲1	-
地域定着支援	実績	1	-	1	-	1	-
	計画	1	-	1	-	1	-
	差異	0	-	0	-	0	-

## 5 障害児通所支援

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援	実績	57	549	65	572	64	573
	計画	67	621	74	719	82	832
	差異	▲10	▲72	▲9	▲147	▲18	▲259
医療型児童発達支援	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実績	112	1525	128	1770	137	1790
	計画	101	1436	112	1661	124	1922
	差異	11	89	16	109	13	▲132
保育所等訪問支援	実績	19	50	22	47	30	61
	計画	14	38	16	44	18	51
	差異	5	12	6	3	12	10
居宅訪問型 児童発達支援	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0

## 6 障害児相談支援

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
障害児相談支援	実績	44	-	49	-	51	-
	計画	40	-	42	-	44	-
	差異	4	-	7	-	7	-

## 第4章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標 (成果目標)

今計画で定める成果目標や障害福祉サービスの実施目標は以下のとおりです。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
(1) 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。	
(2) 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	

本町の成果目標			
成果目標の考え方	・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。		
目標値	項目	基準値	目標値
	(1) 地域移行者数	令和4年度末時点 施設入所者数 33人	令和8年度末までに 2人
	(2) 施設入所者数		令和8年度末時点で 31人

#### 【各年度目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 地域移行者数	2人	2人	2人
(2) 施設入所者数	31人	31人	31人

## 2 地域生活支援の充実

### 国の基本指針

- (1) 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- (2) 令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めるることを基本とする。

### 本町の成果目標

- |          |   |
|----------|---|
| 成果目標の考え方 | ・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。 |
|----------|---|

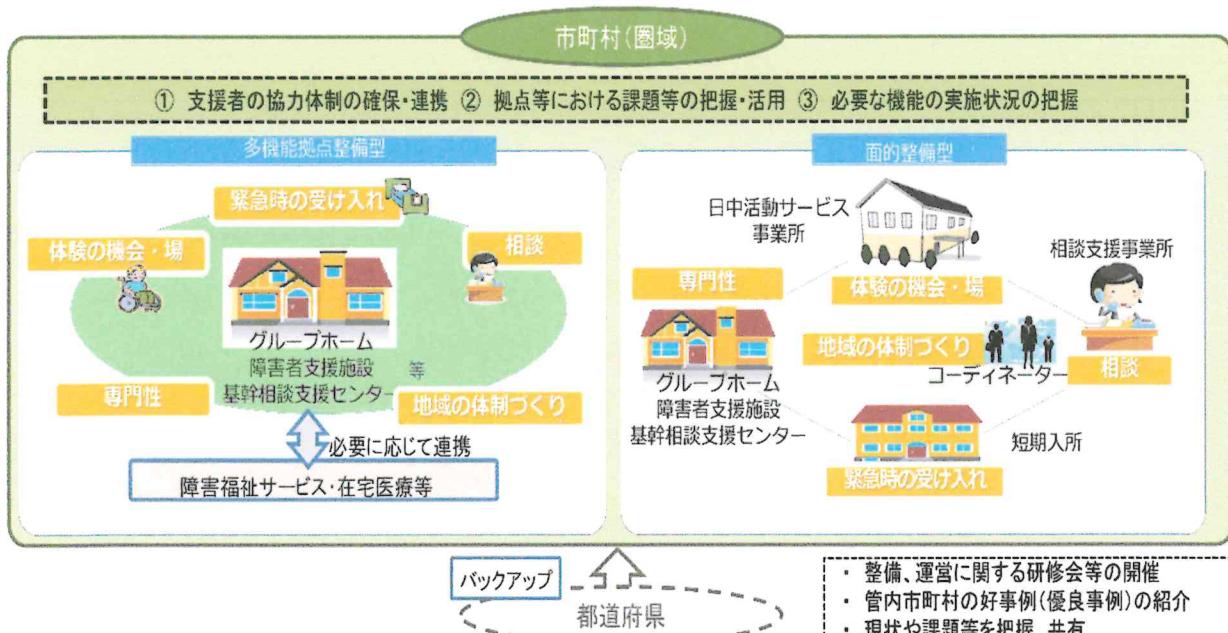
### 【地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ】

#### 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

#### ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



### 3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
(1) 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行する目標値を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	
(2) 就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	
(3) 就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指すことを基本とする。	
(4) 就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指すことを基本とする。	
(5) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。	
(6) 就労定着支援事業所の利用者数については、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	
(7) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。	

本町の成果目標			
成果目標の考え方	項目	基準値	目標値
・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。			
目標値 事業別	(1) 福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度 0人	令和8年度6人
	(2) 就労移行支援事業のみ	令和3年度 0人	令和8年度2人
	(3) 就労継続支援A型のみ	令和3年度 0人	令和8年度2人
	(4) 就労継続支援B型のみ	令和3年度 0人	令和8年度2人

## 4 障害児支援の提供体制の整備等

国的基本指針
(1) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
(2) 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
(3) 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
(4) 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本町の成果目標
成果目標の考え方 都城北諸圏域で児童発達支援センターの設置は完了しています。 令和8年度末までに、圏域において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、都城・北諸圏域内において確保されています。 令和8年度末までに、町内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

## 5 相談支援体制の充実・強化等

### 国の基本指針

- (1) 令和8年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努めることを基本とする。
- (2) 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保することを基本とする。

### 本町の成果目標

成果目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを平成27年度より設置しています。</li><li>・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制をさらに確保します。</li></ul>
----------	---

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 国の基本指針

- ・令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

### 本町の成果目標

成果目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。</li></ul>
----------	---

## 第5章 活動指標

### 第1節 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等

#### (1) 訪問系サービス

##### (ア) 居宅介護

内容	・ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
主な対象者	・障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人。
見込量設定の考え方	・利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用時間は実績から1人当たり17.5時間として見込量を設定しました。
確保方策	・社会福祉協議会及び都城・北諸圏域内や町内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
時間/月	585	513	514	545	579	614
人/月	32	31	29	30	31	33

##### (イ) 重度訪問介護

内容	・自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
主な対象者	・重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人。（障害支援区分4以上）
見込量設定の考え方	・利用実績が少なく、ニーズも少ないとから、実績に基づいて見込量を設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
時間/月	483	628	672	713	756	803
人/月	2	3	3	3	3	3

(ウ) 同行援護

内容	・外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
主な対象者	・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者。
見込量設定の考え方	・利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用時間は実績から1人当たり21時間として見込量を設定しました。
確保方策	・社会福祉協議会及び都城・北諸圏域内や町内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
時間/月	105	108	103	109	116	123
人/月	4	5	6	6	7	7

(エ) 行動援護

内容	・行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
主な対象者	・知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人。（障害支援区分3以上）
見込量設定の考え方	・利用実績が少なく、ニーズも少ないとから、実績に基づいて見込量を設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
時間/月	20	25	19	20	21	23
人/月	1	1	1	1	1	1

(オ) 重度障害者等包括支援

内容	・常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。
主な対象者	・常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）で、四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者及び最重度の知的障がい者、強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者。
見込量設定の考え方	・利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

内容	・主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
主な対象者	・常に介護を必要とする方で、 49歳以下の場合は障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上） 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
見込量設定の考え方	・利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から1人当たり約19日として見込量を設定しました。
確保方策	・都城・北諸圏域内や町内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	1,283	1,257	1,284	1,362	1,445	1,534
人/月	66	66	67	70	73	76

(イ) 自立訓練（機能訓練）

内容	・地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
主な対象者	・地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人。
見込量設定の考え方	・利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を0人と設定しています。
確保方策	・都城・北諸圏域内や町内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

内容	・地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
主な対象者	・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人。
見込量設定の考え方	・利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から1人当たり11日として見込量を設定しました。
確保方策	・都城・北諸圏域内や町内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	71	50	44	47	50	53
人/月	5	5	5	5	5	6

(エ) 就労移行支援

内容	・一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
主な対象者	・就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者。
見込量設定の考え方	・利用実績に基づいて見込量を設定しています。

単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（見込量）		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人日/月	226	269	220	233	248	263
人/月	13	14	12	12	13	14

(オ) 就労継続支援（A型）

内容	・一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
主な対象者	・企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基き、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者。
見込量設定の考え方	・利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から 1 人当たり約 18 日として見込量を設定しました。
確保方策	・都城・北諸圏域内や町内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（見込量）		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人日/月	363	285	341	362	384	407
人/月	19	16	18	19	20	20

(カ) 就労継続支援（B型）

内容	・通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）
主な対象者	・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等。
見込量設定の考え方	・利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約19日として見込量を設定しました。
確保方策	・都城・北諸圏域内や町内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	1,339	1,400	1,569	1,665	1,766	1,874
人/月	70	75	80	83	87	90

(キ) 就労定着支援

内容	・一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
主な対象者	・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人。
見込量設定の考え方	・利用実績が少なく、ニーズも少ないとから、実績に基づいて見込量を設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/月	2	2	2	2	2	2

※就労選択支援については、新たなサービスで、ニーズが不確定なため見込量を設定していません。

(ク) 療養介護

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をしています。</li> </ul>
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人。障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。障害支援区分5以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当する者であること ア 重症心身障害者又は進行性筋委縮症患者 イ 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 エ 遷延性意識障害であって医療的ケアの判定スコアが8点以上の者</li> </ul>
見込量設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用実績が少なく、ニーズも少ないことから、実績に基づいて見込量を設定しています。</li> </ul>

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	6	6	7	7	8	8

(ケ) 短期入所（福祉型）

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</li> </ul>
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害支援区分が区分1以上の人。</li> <li>障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童。</li> </ul>
見込量設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり6日として見込量を設定しました。</li> </ul>
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>都城、北諸圈域内や町内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。</li> </ul>

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	43	48	76	81	86	91
人/月	7	7	12	12	13	14

(コ) 短期入所（医療型）

内容	・自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
主な対象者	・遷延性意識障がい児・障がい者、ALS患者等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する者及び重症心身障がい児・障がい者等。
見込量設定の考え方	・利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

(ア) 自立生活援助

内容	・定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
主な対象者	・障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障がい者でひとり暮らしを希望する人等。
見込量設定の考え方	・利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

(イ) 共同生活援助（グループホーム）

内容	・障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います
主な対象者	・障がい者（身体障がいのある人には、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）
見込量設定の考え方	・利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出しました。
確保方策	・都城・北諸圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/月	24	28	31	28	28	28

(ウ) 施設入所支援

内容	・施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
主な対象者	・生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ・自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人。
見込量設定の考え方	・利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出しました。
確保方策	・都城・北諸圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/月	35	33	32	33	32	30

## (4) 相談支援

### (ア) 計画相談支援

内容	<p>ア) サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>イ) 継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者。</li> <li>・障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者。</li> </ul>
見込量設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス等を利用する場合は基本的に利用するというサービスの特性を踏まえて、見込量を設定しました。</li> </ul>
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制の更なる充実を、確保します。</li> </ul>

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	46	48	47	47	48	49

### (イ) 地域移行支援

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</li> </ul>					
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者。</li> <li>・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者。</li> </ul>					
見込量設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績が少なく、ニーズも少ないとから、実績に基づいて見込量を設定しています。</li> </ul>					

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

(ウ) 地域定着支援

内容	・対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
主な対象者	・居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者。
見込量設定の考え方	・利用実績が少なく、ニーズも少ないことから、実績に基づいて見込量を設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	1	1	1	1	1	1

(5) 地域支援拠点等

内容	・令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備する。 ・その機能の充実のため、年2回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ・令和8年度末までに強度行動がいを有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。
確保方策	・町内地域生活支援拠点1か所整備完了しています。 ・機能の充実のため、年2回以上運用状況を検証、検討します。 ・令和8年度末までに強度行動障がいを有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(ア) 地域生活支援拠点等の整備

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所

(イ) 検証及び検討の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

(ウ) 強度行動障がいを有する者への支援体制の整備

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がいを有する者への支援体制	1か所	1か所	1か所

## 第2節 障がい児支援

### 1 障害児通所支援、障害児相談支援

#### (ア) 児童発達支援

内容	・児童発達支援は、未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
主な対象者	・未就学の障がい児。
見込量設定の考え方	・利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、現に利用している児童の数やニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込量を設定しました。
確保方策	・都城・北諸圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	549	572	573	663	767	887
人/月	57	65	64	71	79	88

#### (イ) 医療型児童発達支援

内容	・肢体不自由のある児童等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療等を行います。
主な対象者	・未就学の肢体不自由のある児童。
見込量設定の考え方	・利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を0人と設定しています

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(ウ) 放課後等デイサービス

内容	・放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流のための支援を行います。
主な対象者	・就学中の障がい児。
見込量設定の考え方	・利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、現に利用している児童の数やニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案し、現在の状況を踏まえ、増加傾向で見込みました。
確保方策	・放課後等デイサービスを利用する障がい児の増加が見込まれます。充分なサービス提供体制を確保するために、サービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図ります。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	1,525	1,770	1,790	2,071	2,396	2,772
人/月	112	128	137	152	169	187

(エ) 保育所等訪問支援

内容	・保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
主な対象者	・保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児。
見込量設定の考え方	・現に利用している児童の数やニーズ、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	50	47	61	71	82	94
人/月	19	22	30	33	37	41

(オ) 居宅訪問型児童発達支援

内容	・重度の障がいの状態にあり外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
主な対象者	・重症心身障がい児等の重度の障がい児で、外出が困難な児童。
見込量設定の考え方	・現在都城・北諸圏域内に事業所新設の見込みがあるため、今後、児童発達支援の平均的な1人当たりの利用量を参考に見込みます。また、関係機関等へ制度の周知を図ります。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	0	0	0	9	9	9
人/月	0	0	0	1	1	1

(カ) 障害児相談支援

内容	・障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ・継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
主な対象者	・障害児通所サービスを希望する児童。
見込量設定の考え方	・現に利用している児童の数やニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。
確保方策	・障がい者自立支援協議会でのケース検討や研修会を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、基幹相談支援センターと連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/月	44	49	51	57	63	70

## 2 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
確保方策	・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

### (ア) コーディネーターの配置人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

## 3 発達障がい者等に対する支援

内容	・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定する。
----	---

### (ア) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム開催回数	1回	1回	1回
ペアレントトレーニング開催回数	1回	1回	1回

※ ペアレントプログラム（子育てを楽しめるためのプログラムで、行動で考え。行動で見ることに特化し、保護者の認知的な枠組の修正を目指した認知行動療法的なプログラム）

※ ペアレントトレーニング（子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。）

## 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容	<p>1. 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となるものの設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定。</li> <li>・保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者（医療にあって精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定。</li> <li>・重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定。</li> </ul> <p>2. 現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうちそれぞれの利用が見込まれるもの数等を勘案して設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定。</li> <li>・地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定。</li> <li>・地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定。</li> <li>・地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定。</li> <li>・自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定。</li> </ul>
----	---

### ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	2回	2回	2回

### ② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人

### ③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

④ 精神障がい者の地域移行支援利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

⑤ 精神障がい者の地域定着支援利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

⑥ 精神障がい者の共同生活援助利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の共同生活援助利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

⑦ 精神障がい者の自立生活援助利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

## 5 相談支援体制の充実・強化のための取組

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。</li> <li>・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。</li> <li>・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。</li> </ul>
----	---

### ① 基幹相談支援センターの設置の有無

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有

### ② 基幹相談支援センターによる支援

#### (ア) 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導・助言件数	1件	1件	1件

#### (イ) 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人材育成の支援件数	1件	1件	1件

#### (ウ) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
連携強化の取組の実施回数	24回	24回	24回

#### (エ) 個別事例の支援内容の検証の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回	4回	4回

#### (オ) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

(ア) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討実施回数	2回	2回	2回

(イ) 協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参加事業者・機関数	10箇所	10箇所	10箇所

(ウ) 協議会の専門部会の設置数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の設置数	2箇所	2箇所	2箇所

(エ) 協議会の専門部会の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の実施回数	12回	12回	12回

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内容	・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
----	---

### ① 県が市町村職員に対して実施する研修時参加人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	1人	1人	1人

### ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析

#### (ア) 事業所や関係自治体等と共有する体制

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有実施回数	12回	12回	12回

#### (イ) 指導監査結果の関係市町村との共有回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導監査結果の関係市町村との共有回数	1回	1回	1回

## 第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

国は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)において地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本町でも、地域生活支援事業として、各種の事業を実施します。

### (1) 自発的活動支援事業

内容	・障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、その家族、地域住民による自発的な取組を支援します。
主な対象者	・障がい者、その家族、地域住民等
見込量設定の考え方 及び確保方策	・障がい者等やその家族がお互いの悩みを相談や情報交換のできる交流会活動等の支援を検討します。 ・障がい者等を含めた地域における災害対策活動を支援します。

#### 【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

### (2) 相談支援事業

内容	・障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
主な対象者	・障がい者、障がい児の保護者、介護者等
見込量設定の考え方 及び確保方策	・基幹相談支援センター及び地域活動支援センターに委託し、関係機関と連携しながら、地域の障がい者等の福祉に関する問題について、包括的な相談支援を行います。

#### ①障害者相談支援事業

#### 【実施箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
か所	2	2	2	2	2	2

【基幹相談支援センター設置の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
設置の有無	有	有	有	有	有	有

②基幹相談支援センター等機能強化事業

【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	無	無	無	有	有	有

③住宅入居等支援事業

【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	無	無	無	有	有	有

(3) 成年後見制度利用支援事業

内容	・身寄りがいないなどの理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障がい者または精神障がい者を対象に、本町が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
主な対象者	・補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者
見込量設定の考え方 及び確保方策	・判断能力が不十分な障がい者の権利擁護を図ります。また、制度の普及啓発や利用促進に努めます。

【年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/年	0	1	0	1	1	1
報酬助成人数	0	0	0	1	1	1

#### (4) 日常生活用具給付等事業

内容	・障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。
主な対象者	・障がい者等であって当該用具を必要とする者
見込量設定の考え方 及び確保方策	・障がい者の在宅生活をより暮らしやすく、安心して日常生活を送ることができるよう適切な給付します。

#### 【日常生活用具年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
件/年	189	175	192	185	185	185

#### (5) 意思疎通支援事業

内容	・聴覚、言語、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人を対象に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障がい者等とその他の人との意思疎通を支援します。
主な対象者	実施主体が必要と認めた者
見込量設定の考え方 及び確保方策	・聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。 ・研修を受講した町民が習得した手話表現技術を活かせるよう、行政等と受講者の連携や活躍できる場を構築します。

#### 【意思疎通支援年間件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
件/年	2	2	1	3	3	3

## (6) 手話奉仕員養成事業

内容	・手話で日常会話をを行うのに必要な手話及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。
主な対象者	・実施主体が必要と認めた者
見込量設定の考え方 及び確保方策	・聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。 ・研修を受講した町民が習得した手話表現技術を活かせるよう、行政等と受講者の連携や活躍できる場を構築します。

### 【実養成講習修了者数（登録者数）】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/年	3	1	7	7	7	7

## (7) 移動支援事業

内容	・身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に對し、外出の際の移動の支援を行います。
主な対象者	・町が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等
見込量設定の考え方 及び確保方策	・地域の特性や個々の利用者の状況、利用ニーズ等に応じた柔軟な形態を検討します。また、委託事業所の拡大を図り、利用しやすい体制を整えます。

### 【上段；年間延利用人数、下段；年間延べ利用時間数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/年	68	62	53	61	61	61
時間/年	517	397	321	412	412	412

## (8) 地域活動支援センター事業

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。</li> </ul>
事業形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センター I 型 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。</li> </ul>
見込量設定の考え方 及び確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町では、I 型の事業を圏域で委託し、実施しています。</li> <li>地域活動支援センターで、創作的活動及び生産活動等の機会を提供するとともに、社会との交流の促進等に努めます。</li> </ul>

### (ア) 地域活動支援センター I 型

【上段：実施箇所数（町内なし）、下段：年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	1	1	1	1	1	1
人/年	4	5	5	5	5	5

## (9) 日中一時支援事業

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。</li> </ul>
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中において支援するものがいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等。</li> </ul>
見込量設定の考え方 及び確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズに対して適切に支援を実施します。</li> </ul>

【上段：年間利用実人数、中段：年間利用延べ日数、下段：年間利用延べ時間】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	40	17	18	18	18	18
日/年	1,975	1,542	1,910	1,809	1,809	1,809
時間/年	579	427	520	509	509	509

## (10) 自動車運転免許取得・改造助成事業

### (ア) 自動車運転免許取得助成事業

内容	・障がい者の社会参加の促進を図るために、運転免許を取得する際の費用の助成を行います。
主な対象者	・自動車運転免許証の取得により、社会参加が見込まれる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者
見込量設定の考え方	・自動車運転免許取得に対しては、費用の2／3（限度額：10万円）を助成します。

#### 【年間利用人数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/年	0	1	0	1	1	1

### (イ) 自動車改造助成事業

内容	・自立した生活や就労等の実現のために、障がい者自らが所有し運転する自動車を改造する際の費用の助成を行います。
主な対象者	・自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者であって所得等の条件を満たす者。
見込量設定の考え方	・サービスの特性上、利用の希望があった場合、それぞれに合った適切なサービスを提供できるように体制の整備に努めます。 ・自動車改造助成については、改造に要した費用（限度額：10万円）を助成します。

#### 【年間利用人数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/年	1	0	0	1	1	1

## 第7章 円滑な実施を確保するために必要な事項等

### 1 障がい者等に対する虐待の防止

町においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、県、児童相談所、警察等関係機関をはじめ、民生委員、児童委員、人権擁護委員そして障がい者等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、その体制や取組については、定期的に検証を行いながら、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、町と関係機関・部署との連携を図りながら、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障がい者虐待防止研修への受講を推進しながら、より一層の連携を進めていく必要があります。今後も引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確保と事実確認を検証しながら、関係機関と協議等し援助方針や支援などを決定する体制を整えます。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案の効果的な防止に努めます。

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 障害福祉サービス提供事業所等の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障がい者に対する虐待の防止

### 2 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動参加等の促進に関しては、県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的において次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 文化芸術活動に参加する機会の創出
- 5 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

### 3 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、本町において、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、精神、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図るため、次のような取組の実施を行います。

- 1 障がい特性に配慮した意思疎通支援  
(手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等)
- 2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- 3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり  
(県による広域派遣や派遣調整等を含む)
- 4 緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用の推進

### 4 障がいを理由とする差別の解消の推進

本町は、障がいを理由とする差別の解消を図るために啓発活動等を行う必要があるとともに、障害福祉サービス等支援の事業者（福祉分野の事業者）は、障がいを理由とする差別を解消する取組を行うに当たり、国の指針を踏まえながら具体的な場面や状況に応じて柔軟に対応していきます。

### 5 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方に基づき、これまでの方向性を堅持し、平常時から町民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。

また、日常的な地域とのつながりが災害発生時における障がい者等の安全確保になり、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が避難所として地域の安全提供の拠点となることも防災対策となり、今後ともに推進していきます。

さらに、権利擁護の視点から職員の研修を充実し、本人の意思に反した異性介助が行われないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向や意思を把握し、本人の人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、また職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、障がい者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の整備改善を進めていくことも必要です。

# 第8章 計画の推進

## 1 サービス利用支援体制の整備

### (1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、府内関係部局や国・県その他関係行政機関と連携しながら、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、検討を行います。

また、本計画の推進状況の評価を行い、本町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

### (2) 適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、本町からの「障害支援区分の認定（非該当、区分1～6の6段階）」を受ける仕組みが障害者総合支援法に定められています。

このようなサービス利用の仕組みについて、町内の障がい者やその家族などへの周知に努め、区分認定調査員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けられるよう、適切な支給決定に努めます

### (3) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るために、県、その他関係機関と連携し、事業所に対して適切な指導・助言を行います。

また、事業従事者の確保に向けて、障害福祉分野での就職を希望する町民への情報提供しながら、町内の事業従事者が、新しい知識や技術の習得や、スキルアップなどを図れるよう、研修受講の支援等の促進に努めます。

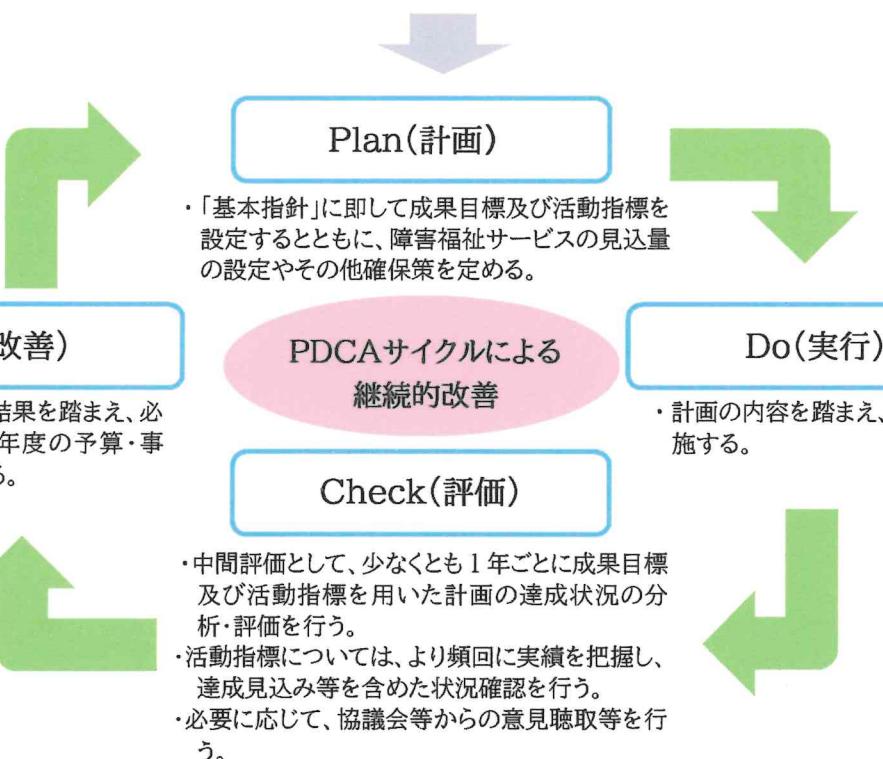
## 2 計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的な調査、分析及び評価を行い、必要なときは、計画を変更し、他の必要な措置を講ずること（P D C Aサイクル）とされています。

これを踏まえ、本町では、障がい者計画の各施策の実施状況について、P D C Aサイクルによる評価と見直しを行います。成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策等の動向も踏まえ、計画の中間評価として、分析・等を行い、必要があるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

基本指針

■市町村は、計画の実施状況について、定期的に調査、把握する



## 資料編

### 1 障害者総合支援法（抜粋）

#### 第五章 障害福祉計画

##### （基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

##### 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
  - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
  - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

##### 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一條第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七條に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議

会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

## 2 児童福祉法(抜粋)

### 第九節 障害児福祉計画

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

### 3 本町の障害者手帳所持者数

#### ① 身体障害者手帳所持者数 部位別・年齢層( 令和5年4月1日現在 )

	肢體不自由	視覚	聴覚	言語	内部	合計
1級	138人	28人	5人	4人	166人	341人
2級	127人	17人	12人	2人	2人	160人
3級	100人	5人	4人	0人	60人	169人
4級	196人	4人	12人	0人	112人	324人
5級	81人	6人	1人	0人	0人	88人
6級	35人	4人	41人	0人	0人	80人
合計	677	64人	75人	6人	340人	1,162人

#### ② 療育手帳所持者数( 令和5年4月1日現在 )

A	B1	B2	合計
94人	52人	58人	204人

#### ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数( 令和5年4月1日現在 )

1級	2級	3級	合計
8人	105人	93人	206人

#### ④ 障がい者(手帳所持者数)数の推移( 各年度4月1日現在 )

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障がい者	1,202人	1,038人	1,153人	1,196人	1,188人	1,162人
知的障がい者	234人	192人	209人	208人	202人	204人
精神障がい者	161人	145人	166人	171人	186人	206人
合計	1,597人	1,375人	1,528人	1,575人	1,576人	1,572人



やさしさとぬくもりあふれる  
健康・福祉のまちづくり  
三 股 町